

陳情第5号

物価上昇に見合う老齢基礎年金の引き上げを求める陳情

(陳情趣旨)

年を取っても働き続ける労働者が増えています。総務省の「労働調査」によると、役員を除く雇用者のうち65歳以上の人は、2002年の152万人から2023年は543万人と3.57倍に急増しました。雇用者総数に占める65歳以上の割合も3.1%から9.5%へと増加しました。背景に低年金による生活不安があります。収入の大部分を年金に依拠している世帯では恒常的に家計が赤字になっていることは政府統計からも明らかです。

年金だけで暮らしている高齢者の中では、老齢基礎年金だけで生活している高齢者もあり、納付期間25年以上で、月平均5.2万円です。納付期間25年未満では月約1.9万円です。衣食住、全て切り詰めて暮らしてもこの金額で生活することはできません。憲法25条が保障する「健康で文化的な生活」を営むことは不可能です。この数字を見て若い世代も老後への不安を持っており、改革の必要性を感じています。

さらに女性の年金生活者の85.2%が月額10万円以下で生活しており(2022年厚生年金・国民年金事業の概況)、女性の低年金問題が深刻化しています。年金生活者の単身世帯では、相次ぐ年金削減の影響が深刻で、生活保護世帯へ移行する高齢者も増えてきており、高齢者の生活保護への移行は、自治体財政を圧迫するようになっています。

年金額は、前年の消費者物価変動率と名目賃金変動率によって毎年改定されます。2023年の物価変動率は3.2%、名目賃金変動率は3.1%、賃金が物価を下回るので賃金変動率に合わせて改定されます。(2016年に改定)したがって2024年は3.1%が適用されます。しかし物価と賃金がプラスになる場合は、マクロ経済スライドを発動し0.4%削減されます。2024年度の改定率は2.7%になり、実質0.5%の削減です。

年金はそのほとんどが消費に回ります。年金の削減は地域経済を冷え込ませ、地方財政にとっても大きな問題です。

国民年金法第4条は「年金の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため速やかに改定の措置が講じられなければならない」とあり、引き上げを速やかに実施すべきです。物価上昇に見合う年金額の引き上げは政府の当然の責務です。

年金の引き上げは待ったなしの課題です。つきましては、私たちの切実な願いである下記事項について、地方自治法99条に基づいて、内閣総理大臣および関係各位に意見書を送付されるよう陳情します。

(陳情事項)

高齢者も若者も安心して老後を暮らせるように、物価上昇に見合う老齢基礎年金を引き上げ

ること。

令和6年6月14日

恵庭市議会

議長 長谷文子様

陳情者 全日本年金者組合恵庭支部

支部長 寺田 務

住所 恵庭市恵み野北7丁目7の10